



平成26年5月13日

各 位

会社名 21LADY株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤井道子  
(コード番号:3346 名証セントレックス)  
問合せ先 経営管理担当  
マネージング・ディレクター 辻井彰彦  
電話番号 03(3556)2121

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成26年5月13日開催の当社取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分要領

(1) 処分期日	平成26年5月29日(予定)
(2) 処分株式数	498,500株
(3) 処分価額	1株につき93円
(4) 処分価額の総額	46,360,500円
(5) 募集又は処分方法 (処分予定先)	第三者割当による処分 (株式会社ページワン)
(6) その他	上記各号については金融良品取引法による届出の効力発生を条件とします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社グループは、価値の高いライフスタイル産業の創造を通じて、女性とその家族の豊かな日常生活をサポートし、社会に貢献することを経営理念として事業を展開しております。「衣・食・住・職・遊・学」にかかわる消費者ニーズにあった成長性の高いライフスタイル産業を展開して参りましたが、平成20年9月のリーマンショック以降は選択と集中を図り、平成22年3月よりヒロタ事業及びイルムス事業の2事業体制となっております。ヒロタ事業は、連結子会社である株式会社洋菓子のヒロタで、主力商品であるオリジナルシュークリーム・シューアイスを中心とした洋菓子の製造販売をしております。また、イルムス事業は、連結子会社である株式会社イルムスジャパンで1925年にデンマークで創業したイルムスブランドの日本における北欧家具・インテリア雑貨・キッチン用品の販売店舗の運営及び企画開発を行っております。

当社グループはリーマンショック以降、営業損失を計上しておりますが、直営店強化におけるブランド価値の向上、コスト削減を伴う構造改善を実施し、営業損失の削減に努めてまいりました。平成25年3月期には、この方策が実を結び、ヒロタ事業で35,769千円の営業利益を計上することができ、イルムス事業においても15,327千円まで営業損失を圧縮することができました。平成26年3月期につきましても、平成25年12月第3四半期は、秋以降の燃料価格、原材料価格が高騰する中であっても、ヒロタ事業において36,622千円の営業利益を確保し、今後、安定した収益を計上できる目途がたっております。イルムス事業においては円安による原価高騰の影響を受け、平成25年12月第3四半期は17,717千円の営業損失を計上しておりますが、平成25年9月に本部経費を大幅に見直しており、平成25年12月第3四半期会計期間の3か月に限っては12,356千円の営業利益となっており、営業利益を計上できるよう改善を図っております。ただし、当社グループ全体で見ると、平成26年3月期第3四半期において、27,487千円の四半期純損失を計上し、平成

26年3月期第3四半期末の連結純資産額が3,657千円となっております。このような過小資本では少しでも業績が悪化すれば債務超過に陥ることから、資本増強策の一環として平成26年2月14日付の取締役会においてマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を引受先とした新株予約権(960,000株相当)の発行を決議致しました。しかしながら、当社株式の市場流動性が低いこと、当社が想定していた新株予約権の行使実績が得られておらず、平成26年3月31日時点で3,862千円の資金調達にとどまっております。また、平成26年3月期の業績は、新株予約権発行時には当初計画どおりの業績を見込んでおりましたが、平成26年5月9日に発表した「業績予想の修正」とおり、ヒロタ事業における秋以降の燃料価格、原材料価格の高騰による製造原価の増加と平成26年2月の関東における大雪による物流遅延、また、イルムス事業における経費削減計画が上半期において一部未達成となった結果、計画していた業績を下回る結果となり、平成26年3月期において58,162千円の当期純損失を計上することとなり、22,630千円の債務超過となりました。平成26年3月期決算期末時点において債務超過になりましたので、株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場の上場廃止基準にかかる猶予期間に入ることになります。

しかし、ヒロタ、イルムス両事業において営業利益を計上できる利益構造となった中で、両事業のブランド価値の更なる向上のためには、確実に資金調達を行い、速やかに債務超過を解消することが株主価値の向上につながると考えております。

以上より、第三者割当による自己株式の処分が必要であると判断いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	46,360,500円
発行諸費用の概算額	5,191,050円
差引手取概算額	41,169,450円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、フィナンシャル・アドバザリー費用2,318,025円、有価証券届出書作成費用1,448,025円、弁護士費用1,000,000円、その他諸費用425,000円となります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①ヒロタ事業設備投資(店舗改装、工場設備等)	20	平成26年6月～平成27年2月
②ヒロタ事業運転資金	21	平成26年6月～平成27年3月

##### ① ヒロタ事業設備投資資金

ヒロタ事業を展開する連結子会社である株式会社洋菓子のヒロタは、関東・関西の大都市圏を中心に平成26年3月末現在で39店舗の直営店を運営しております。しかし、店舗は売上を維持・増加させるためには、順次改装していく必要があり、今後、1店舗当たり2百万円の改装費用を見込んでおります。平成26年6月から改装により売上拡大が期待される5店舗を順次改装(投資額10,000千円)する予定であります。また、シュークリーム・シューアイスを製造している千葉工場においては、売上を伸ばすための新製品開発及び更なる品質向上のために新たな設備(投資額6,500千円)を導入することを検討しております。さらに、業務効率化のために販売管理システムの更新(投資額3,500千円)も予定しております。これらの設備投資のために調達した資金を利用する予定であります。

##### ② ヒロタ事業運転資金

株式会社洋菓子のヒロタは、シュークリーム・シューアイスを中心とした洋菓子の製造販売をしております。ヒロタ事業では前述したとおり、平成25年3月期において35,769千円の営業利益を計上し、平成25年12月第3四半期においても36,622千円の営業利益を計上しておりますが、電力値上げによる電力代の高騰及び乳製品価格の上昇に伴う原価高騰により、原価率が約1ポイント悪化し、製造原価に係る支出が増加しております。このような支出を賄うために、調達した資金を利用する予定であります。

上記資金使途は、平成26年3月3日に割り当てた新株予約権での資金調達で賄う予定としておりましたが、新株予約権の行使が進んでいないため、本自己株式の処分により調達した資金で補完するものであり、ヒロ

タ事業に優先的に割り当てる予定であります。ヒロタ事業では、店舗改装や工場設備投資が継続的に必要であり、また、原価高騰により支出が増加しているため、調達した資金を利用する予定であります。イルムス事業でも、毎月の仕入資金の確保とイルムスブランドの新商品開発が必要ですが、仕入資金につきましては当面、自己資金で賄っていく方針であり、新商品開発資金につきましては、新株予約権の行使状況を勘案しながら進めて参ります。

なお、本自己株式の処分により資金調達を行った後に、新株予約権の行使により資金調達を行った場合には、平成26年2月14日に公表した「第三者割当により発行される新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」の資金用途を変更する予定であり、その場合には適時に開示する予定であります。

また、今後の資金調達につきましては現時点で計画しているものではありませんが、新株予約権の行使状況と当社グループでの資金繰りを勘案しながら、増資による資金調達、または金融機関等からの借入れについて検討を行って参ります。

#### 4. 資金用途の合理性に関する考え方

当社グループは、連結ベースでの収益を安定させながら、両事業の成長を図るための事業投資資金と運転資金を調達することを目的として、平成26年3月に新株予約権を発行いたしました。しかしながら、新株予約権の行使は進んでおらず、当初目的を達成できるほどの資金は調達できておりません。したがって、新株予約権発行により調達した資金用途を補完するために、本自己株式の処分を行うものであり、また、上記「2. 本自己株式処分の目的及び理由」に記載しましたとおり、確実に資金調達を行い、速やかに債務超過を解消することが株主価値の向上につながると判断しております。

以上のように、今回調達する資金は、事業の安定と成長及び債務超過の解消を目的とするものであり、今後の当社グループの成長及び収益性の向上に寄与するものと判断いたします。従いまして、本自己株式処分による資金用途は、十分に合理性があるものと考えております。

#### 5. 処分条件等の合理性

##### (1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の価額につきましては、当社普通株式が上場されており、最近の株価推移に鑑み、また恣意性を排除した価額とするため、当社普通株式の市場価格を基礎としました。その結果、本自己株式処分にかかる取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」という。）である平成26年5月13日の前取引日（平成26年5月12日）のセントレックス市場における普通取引の終値93円に決定いたしました。処分価額の決定につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格を基準として決定することとされており、当社株式の株価及び出来高の推移等から判断して、本取締役会決議日の前日終値の株価を基準とすることが、直近の当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。なお、本取締役会決議日の当該直前営業日までの1か月間（平成26年4月14日から平成26年5月12日）の終値平均98円に対するディスカウント率は5.1%（小数点以下第2位を四捨五入）、当該直前営業日までの3か月間（平成26年2月13日から平成26年5月12日）の終値平均102円に対するディスカウント率は8.8%（小数点以下第2位を四捨五入）、当該直前営業日までの6か月間（平成25年11月13日から平成26年5月12日）の終値平均105円に対するディスカウント率は11.4%（小数点以下第2位を四捨五入）となっております。6か月間の終値平均に対するディスカウント率は10%を超えておりますが、当社株式の株価は6か月前から下落傾向にあることから、割当予定先に特に有利な条件とはなっておらず、前述の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

また、特別な利害関係のない当社社外監査役3名（社外監査役 小林康邦氏、社外監査役 荒竹純一、社外監査役 田中隆之氏）で構成する監査役会より、処分価額が6か月の終値平均から11.4%の乖離はあるものの、6か月前から直前営業日に向けて株価は下落傾向にあり、また、債務超過が見込まれる現状において直前営業日の終値を基準とする方が既存株主との均衡が図られていることから、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、処分価額が割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成26年5月13日現在の当社発行済株式総数4,434,700株(議決権39,362個)となっております。また、平成26年3月3日に発行した新株予約権に係る発行予定株式数960,000株(議決権9,600個)のうち、平成26年5月13日現在の潜在株式数920,000株(議決権9,200個)となっております。当該新株予約権の潜在株式数がすべて発行されたとみなしたときの発行済株式総数は5,354,700株(議決権48,562個)となります。処分数量については、自己株式処分により割り当てる予定の当社普通株式数は498,500株(議決権4,985個)であり、これに、平成26年3月3日に発行した新株予約権に係る発行予定株式数960,000株(議決権9,600個)を加えた株式数は1,458,500株(議決権14,585個)となり、希薄化率は5,354,700株から960,000株(議決権9,600個)を控除した4,394,700株に対し33.19%、議決権総数38,962個に対して37.44%となります。本自己株式処分は、先に発行した新株予約権での資金調達を補完し、平成27年3月末までには債務超過を確実に解消することが、当社の株主価値向上に資するものと考えております。

以上のことから、処分数量及び株式の希薄化の規模は、先に発行した新株予約権と合わせても合理的であると判断しております。

なお、本自己株式の処分数量の合理性及び株式の希薄化の規模の合理性について、前述の社外監査役3名で構成する監査役会より、処分数量及び希薄化の規模は先に発行した新株予約権と合わせても相当である旨の意見を得ております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	株式会社ページワン		
② 所 在 地	大阪市中央区安土町一丁目5番8号本町Fビル		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 富田 祐輔		
④ 事 業 内 容	コンピューターソフトウェアの運用ならびに改善に関するコンサルティング業務、飲食業、流通業に関する経営コンサルティング業務		
⑤ 資 本 金	10,000千円		
⑥ 設 立 年 月 日	平成21年10月6日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	1,000株		
⑧ 決 算 期	9月30日		
⑨ 従 業 員 数	3名		
⑩ 主 要 取 引 先	一般事業会社、飲食店等		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社池田泉州銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	有限会社廣福商事 100%		
⑬ 大株主の概要	所在地：堺市北区金岡町3001番地23 代表者：取締役 宍戸 勝 事業の内容：不動産賃貸業		
⑭ 当時会社間の関係	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。	
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態	決算期	平成23年9月期	平成24年9月期
			平成25年9月期

純 資 産	△294	△829	6, 653
総 資 産	68	7	20, 823
1株当たり純資産額 (円)	△2, 941. 00	△8, 290. 37	6, 653. 70
売 上 高	-	-	-
営 業 利 益	△675	△534	△1, 517
経 常 利 益	△673	△534	△1, 517
当 期 純 利 益	△673	△534	△1, 517
1株当たり当期純利益 (円)	△6, 735. 13	△5, 349. 37	△1, 517. 16

(単位：千円。特記しているものを除く。)

※ 割当予定先及び当該割当予定先の代表者並びに割当予定先の主要株主及び当該主要株主の代表者が反社会的勢力と一切の関係を有していない旨の表明を書面で受領しております。また、独自に専門の調査機関に調査を依頼し、各割当予定先関係者が反社会的勢力である、または反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、同社から調査方法の概要の説明を受け、報告は信頼に足ると判断しております。

上記のとおり、割当予定先及び当該割当予定先の主要株主は反社会的勢力と一切の関係がないことを確認しております。なお、反社会的勢力と一切の関係を有していない旨を記載した確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社グループは、平成23年3月期から3期継続して当期純損失を計上し、平成25年3月期末において連結ベースで31百万円の資産超過となっておりますが、平成26年3月期第3四半期において、27,487千円の四半期純損失を計上し、平成26年3月期第3四半期末の連結純資産額が3,657千円となっております。このまま業績が回復しない場合、債務超過に陥ることから、資本増強策の一環として平成26年2月14日付の取締役会においてマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を引受先とした新株予約権(960,000株相当)の発行を決議致しました。しかしながら、当社株式の市場流動性が低いため、当社が想定していた新株予約権の行使実績が得られておらず、平成26年3月31日時点で3,862千円の資金調達にとどまっております。なお、現時点において、当社が未行使の新株予約権を買い取る方針はありません。また、平成26年3月期において58,162千円の当期純損失を計上することとなり、22,630千円の債務超過となりました。平成26年3月期決算期末時点において債務超過になりましたので、株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場の上場廃止基準にかかる猶予期間に入ることになります。

上述のとおり、資本増強策の一環として資金調達を行い、過小資本を解消することを目的として、平成26年1月から第三者割当増資の引受先を探しておりました。引受先を選定にあたっては、当社の事業内容、財務内容の現状、事業の展開及び資金使途について十分ご理解頂き、出資に賛同頂ける事業会社及びファンドを中心に検討いたしました。その中で、上述のとおり、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対して新株予約権を発行し資金調達の目途を付けましたが、当社が想定していたほどの資金を調達することはできておりません。このような状況で、当社代表取締役社長藤井道子と知己である投資アドバイザー会社のグラッドストーン株式会社(住所：東京都港区芝公園3丁目6番22号)代表取締役山中敏定氏の仲介で富田祐輔氏の紹介を受けました。そこで、当社は、グループの2つの事業の内容、過小資本となっている財務内容の状況、今後の事業展開及び調達する資金使途を説明したところ、富田氏から当該出資にご賛同いただきました。なお、当社とグラッドストーン株式会社は、本自己株式処分についてのフィナンシャル・アドバイザー契約を締結しております。富田氏が代表を務める株式会社ページワンには投資実績はないものの、富田氏は飲食店等の経営管理の経験があり、食品業界に対する理解が深く、特に当社子会社である株式会社洋菓子のヒロタのブランドと事業内容に大変興味を持って頂いております。さらに、西日本を中心に新店計画や店舗運営のアドバイスを頂くことで、当社の企業価値向上にも貢献できるものと考えております。当社は割当予定先との面談、資産の調査及び信用調査などを行ったうえ、上記候補先を本自己株式の割当予定先に決定いたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先である株式会社ページワンから、同社が当社普通株式を中長期にわたり継続して保有する意向であることを平成26年4月10日に当社代表取締役社長藤井道子が同社代表取締役富田祐輔氏から口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である株式会社ページワンの払込みにつきましては、同社の親会社である廣福商事から借入れ（借入金額46百万円、無担保、金利2%、借入期間3年、借入実行日平成26年4月14日）を行っており、当該資金の原資は廣福商事の自己資金によるものである旨の説明を受け、直近の資金残高も十分であることを銀行預金口座の通帳残高の写しの提出を受け、確認しており、当社は割当予定先の本第三者割当の払込みに要する財産について、問題はないものと判断しております。

## 7. 処分後の大株主及び特株比率

処分前（平成26年3月31日）		処分後	
藤井 道子	50.03%	藤井 道子	50.03%
21LADY株式会社	11.24%	株式会社ページワン	11.24%
加藤義和株式会社	3.45%	加藤義和株式会社	3.45%
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	1.80%	SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	1.80%
RBC IST OMNIBUS 15.315 PCT NON LENDING ACCOUNT	1.13%	RBC IST OMNIBUS 15.315 PCT NON LENDING ACCOUNT	1.13%
鍵谷 文勇	1.03%	鍵谷 文勇	1.03%
株式会社資生堂	1.01%	株式会社資生堂	1.01%
佐藤 純雄	0.88%	佐藤 純雄	0.88%
日本メナード化粧品株式会社	0.85%	日本メナード化粧品株式会社	0.85%
松浦 宏樹	0.79%	松浦 宏樹	0.79%

(注) 1. 平成26年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当後の当社自己株式は0株となります。

3. 藤井道子の所有株式数には、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社と株式貸借契約に基づく貸株100,000株を含めて表示しております。

## 8. 今後の見通し

本自己株式処分による当社の平成26年3月期連結業績への影響はありませんが、今後公表すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。また、本自己株式処分が実行された場合、主要株主の異動が生じる見込みであり、状況が確認でき次第、速やかにお知らせいたします。

## 9. 企業行動規範上の手続に関する事項

前述のとおり、本自己株式処分により25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、本自己株式処分は、大規模な第三者割当に該当することとなり、名古屋証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第34条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きが必要となります。当社は、特別な利害関係のない独立した社外監査役3名で構成する監査役会から、当社の事業計画及び財政状態等を総合的に勘案した結果、資金調達必要性、資金調達の適法性、資金調達額及び資金調達手段の相当性、自己株式の処分数量及び株式の希薄化の規模の相当性、資金調達の適法性、割当予定先の実態確認の相当性に特段問題は認められない旨の意見をいただいております。

なお、本自己株式処分に関して、当社社外監査役3名で構成する監査役会の意見の概要は以下のとおりであ

ります。

(当社監査役会の意見の概要)

(結論)

監査役会は、本件自己株式処分による資金調達について審議したところ、以下に述べる21LADY株式会社(以下、「当社」という。)が置かれている状況及び当社を取り巻く事業環境等に鑑み、資金調達の必要性及び第三者割当による自己株式の処分の方法を選択することの相当性を認める。

(意見)

#### 1. 資金調達を行う必要性について

当社はリーマンショック以降、連結ベースで営業損失を計上しているが、直営店強化におけるブランド価値の向上、コスト削減を伴う構造改善を実施し、営業損失の削減に努めている。平成25年3月期には、ヒロタ事業で35百万円の営業利益を計上し、イルムス事業においても15百万円まで営業損失を圧縮することができている。平成26年3月期についても、平成25年12月第3四半期は、燃料価格、原材料価格が高騰する中であったとしても、ヒロタ事業において36百万円の営業利益を計上し、今後、安定した収益を計上できる目途がたつたとみている。イルムス事業においては円安による原価高騰の影響を受け、平成25年12月第3四半期は17百万円の営業損失を計上しているが、平成25年9月に本部経費を大幅に見直しており、平成25年12月第3四半期会計期間の3か月に限っては12百万円の営業利益となっており、営業利益を計上できるよう改善を図っている。ただし、当社グループ全体で見ると、平成26年3月期第3四半期において、27百万円の四半期純損失を計上し、平成26年3月期第3四半期末の連結純資産額が3百万円となっている。このような過小資本では少しでも業績が悪化すれば債務超過に陥ることから、資本増強策の一環として平成26年2月14日付の取締役会においてマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を引受先とした新株予約権(960,000株相当)の発行を決議した。しかし、当社株式の市場流動性が低いため、当社が想定していた新株予約権の行使実績が得られておらず、平成26年3月31日時点で3百万円の資金調達にとどまっている。また、平成26年3月第4四半期の業績は、平成26年2月に大雪の影響により製品を届けられない事態が発生し、平成26年3月期において58百万円の当期純損失を計上することとなり、22百万円の債務超過となると当社代表取締役社長藤井道子より報告を受けている。平成26年3月期決算期末時点において債務超過となっているので、株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場の上場廃止基準にかかる猶予期間に入ることとなる。

しかし、ヒロタ、イルムス両事業において営業利益を計上できる利益構造となった中で、両事業のブランド価値の更なる向上のためには、確実に資金調達を行い、速やかに債務超過を解消することが株主価値の向上につながると考えており、本件自己株式の処分が必要であると判断している。

平成26年3月期において当期純損失を計上することとなり、債務超過となることから、当社は、安定した収益を確保するまでは最低限の運転資金を確保する必要がある、また、当社の自己資本の増強も必要であるといえる。また、債務超過を確実に解消し、収益基盤の確立及び財務体質の改善等の施策を実行する必要がある、ひいては、既存株主の利益、当社の株主価値向上のためにも必要であるともいえることから、本件自己株式処分による資金調達に合理性があると認める。

#### 2. 調達資金の額及び資金調達方法選択の相当性について

当社は、ヒロタ、イルムス両事業で営業利益を計上できる利益構造となった中で、両事業の安定と成長を図り、ブランド価値の更なる向上のためには、確実に資金調達を行う必要であると判断している。また、平成26年3月期には債務超過になっており、名古屋証券取引所セントレックス市場の上場廃止基準にかかる猶予期間に入ることになることから、債務超過を解消するためにも自己資本の増強は不可欠であるとも判断している。不動産を担保とした追加借入は可能であると考えているが、銀行借入では自己資本の増強を図ることができず、借入コストの増加という問題もあるため、直接金融を選択している。また、公募増資や株主割当増資は、平成26年3月期に債務超過になるということから、引受先が集まらない可能性が高いと判断している。大株主への第三者割当についても、大株主の引受資金の有無に左右されることと、株式の市場流動性が低くなること等から困難であると判断している。さらに、先に新株予約権を発行しており、潜在株式が相当数存在することから、自己株式を処分し、可能な限り発行済株式総数の増加を避けることが株主価値の維持につながると考えております。

当社が置かれている状況から判断すると、確かに、金融機関からの借入れも債務超過になった場合には、

たとえ担保価値のある不動産を所有していたとしても、資金調達は困難であると推測できる上、間接金融による資金調達では債務超過を解消するための方策にはならない。また、公募増資及び株主割当増資の引受先が集まらず、失権株が多く発生する可能性がある。大株主への第三者割当による新株式発行も、流動性をより一層低下させることになる。さらに、先に新株予約権を発行しており、潜在株式が相当数存在することから、自己株式を処分し、可能な限り発行済株式総数の増加を避けて株主価値を維持しようとする考えは理解できる。

したがって、本件自己株式の処分は、資金調達方法として相当であると認める。

### 3. 自己株式の処分数量及び株式の希薄化の規模の相当性について

平成26年5月12日現在の当社発行済株式総数4,434,700株（議決権39,362個）となっている。また、平成26年3月3日に発行した新株予約権に係る発行予定株式数960,000株（議決権9,600個）のうち、平成26年5月12日現在の潜在株式数920,000株（議決権9,200個）となっている。当該新株予約権の潜在株式数がすべて発行されたとみなしたときの発行済株式総数は5,354,700株（議決権48,562個）となる。本件自己株式の処分により割り当てる予定の当社普通株式数は498,500株（議決権4,985個）であり、これに、平成26年3月3日に発行した新株予約権に係る発行予定株式数960,000株（議決権9,600個）を加えた株式数は1,458,500株（議決権14,585個）となり、希薄化率は5,354,700株から960,000株（議決権9,600個）を控除した4,394,700株に対し33.19%、議決権総数38,962個に対して37.44%となる。よって、本件自己株式の処分により25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、本件自己株式の処分は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意（23-6）に規定する大規模な第三者割当に該当することとなる。

このような希薄化は、既存株主の共益権に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も希薄化することになるが、当社としては確実な資金調達によりヒロタ、イルムス両事業の収益を資金面から支えたとともに、速やかな債務超過解消により自己資本の増強を図ることで、既存株主の皆様も含めた株主価値の向上を目指す方針であるとのことである。よって、当社としては、本件自己株式の処分により一定程度の希薄化が生じることとなるが、本自己株式処分により債務超過を確実に解消し、収益基盤の確立及び財務体質の改善等の施策を実行することが、当社の株主価値向上に資するものと判断している。

本件自己株式の処分は、債務超過を確実に解消し、収益基盤の確立及び財務体質の改善等の施策を実行し、ひいては当社の株主価値向上に資するものとして行われるものであり、平成26年3月期における22百万円の債務超過を解消するために自己株式全量を処分することは合理的であると認められる。また、先に発行した新株予約権の潜在株式を加えると25%以上の希薄化が生じるが、本件自己株式の処分だけみると25%未満であり、新株予約権が徐々に行使されることを考慮すると、既存株主の議決権と株式価値の希薄化は緩やかになされていくと予想される。よって、先に発行した新株予約権と合わせても株式の希薄化の規模は相当であると認める。

### 4. 資金調達の適法性について

「特に有利な金額」（会社法第199条3項）とは、公正な発行価額と比較して特に低い価額をいい、公正な発行価額とは、新株の発行により企図される資金調達の目的が達せられる限度で旧株主に最も有利な価額であるとされている。そして、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）は、有利発行に関して、「取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日または直前日までの価額または売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」としている。

本件自己株式の処分価額は、本件自己株式処分にかかる取締役会決議の直前営業日の終値93円としている。この場合、本件自己株式の処分価額の当該直前営業日までの1か月間（平成26年4月2日から平成26年5月12日）の終値平均98円に対するディスカウント率は5.1%、当該直前営業日までの3か月間（平成26年2月3日から平成26年5月12日）の終値平均102円に対するディスカウント率は8.8%、当該直前営業日までの6か月間（平成25年11月5日から平成26年5月1日）の終値平均105円に対するディスカウント率は11.4%となっている。本件自己株式処分にかかる取締役会決議の直前営業日までの6か月の終値平均から11.4%の乖離はあるものの、6か月前から直前営業日に向けて株価は下落傾向にあり、また、債務超過が見込まれる現状において直前営業日の終値を基準とする方が既存株主との均衡が図られている



ことから、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、処分価額が割当予定先に特に有利でなく、適法であると認める。

#### 5. 本件自己株式処分の割当予定先選定の経緯の相当性について

当社は、平成25年12月末の段階で連結純資産額が3百万円と過少な資本となっており、また、平成26年3月に発行した新株予約権の行使も当社の予想通りには進んでおらず、資金調達も滞っている状況にある。このように行使が進んでいない新株予約権での資金調達を補完するため、確実に資金調達を行い、過小資本を解消することを目的として、平成26年1月から第三者割当増資の引受先を探していた。引受先の選定にあたっては、当社の事業内容、財務内容の現状、事業の展開及び資金使途について十分理解してもらえ、事業会社及びファンドを中心に検討した。その中で、平成26年3月に当社代表取締役社長藤井道子と知己である投資アドバイザー会社のグラッドストーン株式会社の仲介で富田祐輔氏の紹介を受けたとのことである。そこで、当社は、グループの2つの事業の内容、過小資本となっている財務内容の状況、今後の事業展開及び調達する資金使途を説明し、同氏から当該出資に賛同頂いたとのことである。富田氏が代表を務める株式会社ページワンには投資実績はないものの、富田氏は飲食店等の経営管理の経験があり、食品業界に対する理解が深く、特に当社子会社である株式会社洋菓子のヒロタのブランドと事業内容に大変興味を持っている。さらに、西日本を中心に新店計画や店舗運営のアドバイスを頂くことで、当社の企業価値向上にも貢献できるものと当社は考えている。

当社は割当予定先との面談、資産の調査及び信用調査などを行っており、また、割当予定先選定の経緯についても、特段問題となる点はないことから、相当であると認める。

#### 6. 割当予定先の実態の確認について

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力または団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、グループ全体として毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めることとしている。

本件自己株式の処分にあたり、割当予定先の実態確認として当社が実施した手続は以下のとおりである。

- ✓ 当社代表取締役社長藤井道子は、割当予定先の代表者である富田祐輔氏との面談を平成26年4月に実施している。
- ✓ 株式会社ページワン及び有限会社廣福商事から反社会的勢力と一切の関係を有していない旨の表明を書面で受領している。
- ✓ 株式会社ページワン及び同社代表者富田祐輔氏、有限会社廣福商事及び同社代表者宍戸勝氏、並びに割当予定先の紹介者であるグラッドストーン株式会社について、これらの関係者が反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、専門の調査機関である株式会社トクチョーに独自に調査を依頼し、これらの関係者が反社会的勢力である、または反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はなかったとの調査結果を入手している。

当社は、上記の手続の結果、割当予定先関係者と反社会的勢力と一切の関係がないことを確認したとのことである。当社が実施した割当予定先関係者の実態確認の手続は、必要な範囲について十分に実施されており、相当であると認める。

### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

#### (1) 最近3年間の連結業績

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	2,720,960千円	2,959,131千円	3,068,563千円
営業利益	△160,960千円	△31,062千円	△39,632千円
経常利益	△169,117千円	△29,989千円	△40,598千円
当期純利益	△146,548千円	△43,112千円	△58,162千円
1株当たり当期純利益	△37.45円	△11.06円	△14.92円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり純資産額	18.39円	7.99円	△5.88円

(注) 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、各期の期

首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年5月13日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,394,700株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	920,000株	20.75%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	5,850円	4,880円	10,380円
高 値	6,500円	37,500円	20,300円 ※139円
安 値	4,480円	4,605円	8,800円 ※94円
終 値	4,850円	10,360円	102円

(注) 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っており、※印は株式分割による権利落後の株価であります。

② 最近6ヶ月の状況

	平成25年 11月	12月	平成26年 1月	2月	3月	4月
始 値	114円	109円	105円	111円	100円	103円
高 値	121円	117円	114円	111円	116円	103円
安 値	100円	95円	100円	94円	97円	96円
終 値	113円	105円	111円	99円	102円	99円

③ 発行決議日前日における株価

	平成26年5月12日
始 値	94円
高 値	95円
安 値	91円
終 値	93円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第5回新株予約権

割当日	平成26年3月3日
新株予約権の総数	96個
発行価額	総額547,200円（新株予約権1個につき、5,700円）
当該発行による潜在株式数	960,000株（新株予約権1個につき、10,000株）
発行時における調達予定資金の額	85,764,800円（差引手取概算額）
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
募集時における発行済株式数	4,394,700株
当該募集における潜在株式数	960,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 40,000株 （新株予約権未行使残高 92個、行使価額 1株当たり96円）

現時点における調達した資金の額	3,840,000 円
発行時における当初の資金使途	設備投資資金、運転資金、新商品開発・仕入資金
現時点における充当状況	全額、運転資金に充当

11. 処分要項

- (1) 処分株式数 : 498,500 株
- (2) 処分価額 : 1 株につき 93 円
- (3) 処分価額の総額 : 46,360,500 円
- (4) 処分方法 : 第三者割当による処分
- (5) 処分期日 (払込期日) : 平成 26 年 5 月 29 日 (予定)
- (6) 処分先 (割当予定先) : 株式会社ページワン
- (7) 処分後の自己株式数 : 0 株

以 上